

会長行動費に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「本会」という）が会長行動費（以下「報酬」という）として支払う他団体主催の会議等出席及び事務所通勤に関わる必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬対象者)

第2条 この規定における報酬支給対象者は、会長（代表理事）とする。

(報酬の対象となる会議等)

第3条 本会主催による会議出席等の日当は別に定める規定により担当部局より支給し、本規定の報酬の対象となるのは以下の場合に限る。

(1) 他団体主催の会議等に出席し、主催者側から日当が支給されない場合。

(2) 本会の業務の遂行にとって必要もしくは有益と判断し、事務所において業務を行った場合。

2 第3条第1項に関わる会議等への出席及び事務所において業務を行った履歴を、事務局に残すこととする。

3 第3条第1項に関わる会議等への出席及び事務所において業務を行った場合、別に定める本会規定による交通費の支給は行わない。

(報酬支給金額)

第4条 報酬支給金額は、前年度実績を踏まえて理事会にて決議する。

2 報酬支給金額は、第3条2項における履歴をもとに年度末に業務量を検討し、理事会の決議にて増減することができる。

(報酬支給方法)

第5条 受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

2 支給は9月末日と3月末日の2回に分けて支給する。

(改正)

第6条 この規定の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

付則

1. この規定は、平成30年6月1日から施行する。

2. この規定は、平成30年4月1日に遡って適用する。

3. この規定は、令和5年7月1日に遡って休止する。